平成２４年（フ）第９７号
広島県安芸郡府中町青崎東８―41、商業登記簿上の本店所在地広島県安芸郡府中町柳ケ丘11番17号
破産者　有限会社福栄工業
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６３号
大分県日田市上津江町川原3849―18
破産者　有限会社矢崎建設
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第１４７号
埼玉県深谷市普済寺1103番地
破産者　株式会社鏡建設
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２４２１３号
東京都国分寺市本多１丁目13番17号
破産者　日産チェリー国分寺販売株式会社
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４８３０号
山梨県中巨摩郡昭和町上河東605―19
破産者　橋本つた子
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８３１号
東京都世田谷区宮坂２丁目26番24号　ブリックキャッスル202、開始決定時の住所東京都杉並区高井戸東３丁目18―１
破産者　林　　尚志
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７２１号
東京都八王子市犬目町483番地１
破産者　有限会社八栄通信工業
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１７２２号
東京都八王子市館町547番地13
破産者　小竹　次郎
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１７２３号
東京都八王子市館町547番地13
破産者　小竹冨美子
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１６号
東京都八王子市中野上町２丁目19番18号
破産者　有限会社須長管工
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１７号
東京都八王子市中野上町２丁目19番18号
破産者　須長　　守
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１８号
東京都八王子市中野上町２丁目19番18号
破産者　須長　政美
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３５３号
東京都羽村市緑ヶ丘５丁目17番地38タウンコートパル301、破産手続開始決定時の住所東京都羽村市神明台１丁目12番地１日野自動車神明台寮
破産者　本間　一樹
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４４３号
横浜市港南区日野８丁目８番18号
破産者　楠工業有限会社
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４５号
富山市秋ケ島128番地
破産者　有限会社北陸リサイクルサービス
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５７３号
京都市中京区間之町通御池下ル綿屋町528番地烏丸エルビル２Ｆ
破産者　ウェブマックス株式会社
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８０号
京都市中京区壬生中川町14番地
破産者　株式会社西武エンジニアリング
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２８１号
神戸市西区竜が岡１丁目７番地の１
破産者　株式会社ワールド・トラスト
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町24番８号メゾン新屋敷203号、申立時の住所鹿児島県鹿児島市樋之口町６番15―1005号
破産者　小山　重行
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２２８号
千葉市稲毛区あやめ台３番10棟406号
破産者　廣瀬　順市
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５４８号
札幌市白石区菊水９条３丁目５番19号
破産者　株式会社アスアップ
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部